

株主各位

名古屋市中区古渡町9番27号

株式会社 ナデックス

代表取締役社長 高田 寿之

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年7月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年7月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）
2. 場 所 名古屋市中区古渡町9番27号
当社本社会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
- 1 第67期（平成28年5月1日から平成29年4月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第67期（平成28年5月1日から平成29年4月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 役員賞与支給の件 |
| 第5号議案 | 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 |
| 第6号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nadex.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
 - ②連結株主資本等変動計算書
 - ③連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項およびその他の注記
 - ④株主資本等変動計算書
 - ⑤重要な会計方針およびその他の注記なお、会計監査人および監査役は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ◎本招集ご通知の添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちにインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nadex.co.jp/>) にて、修正後の内容を掲載いたします。
 - ◎当日はノーネクタイの「クールビズ」スタイルにてご対応させていただきますので、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主様へのお土産はご用意しておりません。

(添付書類)

事業報告

(平成28年5月1日から平成29年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善するなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。世界経済につきましては、米国政策、英国のEU離脱問題や新興国経済の成長鈍化などの影響が懸念されましたが、堅調な米国経済を中心に全体としては緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループの主要得意先である自動車関連企業につきましては、円高の影響はあるものの、北米をはじめとする先進国を中心に販売が増加しており、総じて堅調に推移いたしました。

このような経済環境のもとで当社グループは、平成30年4月期を最終年度として策定いたしました中期経営計画に基づき、メーカー・エンジニアリング機能の強化、日本品質の生産設備をグローバルで提供できる体制構築など、市場のニーズに先行ないし同期する形で事業領域の拡大とマーケットの拡大に取り組んでおり、レーザ設備の販売増加など、徐々に成果を挙げつつあります。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は311億3千3百万円と前連結会計年度に比べ8億5千6百万円(2.8%)の増収となり、営業利益は17億6千7百万円と前連結会計年度に比べ5億6千9百万円(47.6%)、経常利益は17億8千2百万円と前連結会計年度に比べ6億3百万円(51.2%)、親会社株主に帰属する当期純利益は12億5千5百万円と前連結会計年度に比べ5億3千6百万円(74.5%)のそれぞれ増益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(日本)

日本につきましては、堅調に推移した設備投資の需要を背景にエンジニアリング機能を付加した設備の販売が増加したことなどにより、売上高は251億2千6百万円と前連結会計年度に比べ2億3千1百万円(0.9%)の増収となり、営業利益は7億3百万円と前連結会計年度に比べ3億1千6百万円(81.6%)の増益となりました。

(米国)

米国につきましては、自動車関連企業向け自社製品の販売が増加いたしました。生産設備の販売が減少したことなどにより、売上高は44億4百万円と前連結会計年度に比べ14億3千8百万円(△24.6%)の減収となりましたが、営業利益は8億8千8百万円と前連結会計年度に比べ1億9千9百万円(29.0%)の増益となりました。

(中国)

中国につきましては、新規市場の開拓により自動車関連企業向け自社製品の販売が増加したことなどにより、売上高は19億7千3百万円と前連結会計年度に比べ5億3千7百万円(37.4%)の増収となり、営業利益は1億1千8百万円と前連結会計年度に比べ8千万円(210.1%)の増益となりました。

(タイ)

タイにつきましては、自動車関連企業向け設備の据付工事が増加したことなどにより、売上高は12億1百万円と前連結会計年度に比べ5億3千4百万円(80.2%)の増収となり、営業利益は5千8百万円(前連結会計年度は2千7百万円の営業損失)となりました。

セグメント別の売上高の状況は、次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度 (平成27年5月1日から 平成28年4月30日まで)		当連結会計年度 (平成28年5月1日から 平成29年4月30日まで)		前年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
日 本	千円 24,894,751	% 82.2	千円 25,126,284	% 80.7	千円 231,532	% 0.9
米 国	5,843,459	19.2	4,404,645	14.1	△1,438,814	△24.6
中 国	1,435,462	4.7	1,973,196	6.3	537,734	37.4
タ イ	666,505	2.2	1,201,340	3.8	534,834	80.2
報告セグメント計	32,840,179	108.4	32,705,466	105.0	△134,712	△0.4
そ の 他	62,343	0.2	6,889	0.0	△55,453	△88.9
調 整 額	△2,624,947	△8.6	△1,578,364	△5.0	1,046,582	—
合 計	30,277,575	100.0	31,133,990	100.0	856,415	2.8

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、賃貸事業等を含んでおります。
2. 「調整額」は、セグメント間の取引であります。

当社の業績につきましては、売上高は229億1百万円と前事業年度に比べ2億6百万円(0.9%)の増収となり、営業利益は2億9千6百万円と前事業年度に比べ1億6千4百万円(125.2%)、経常利益は10億2千5百万円と前事業年度に比べ4億2千9百万円(71.9%)、当期純利益は9億4千万円と前事業年度に比べ4億2千1百万円(81.0%)のそれぞれ増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は3億1千1百万円であり、生産用設備9千4百万円、ショールーム用設備6千4百万円、土地取得3千3百万円およびIT投資3千1百万円などを行っております。なお、設備投資額には、有形固定資産のほか、無形固定資産(市場販売目的のソフトウェア等を除く)への投資を含んでおります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、将来のあるべき姿を描いた「NADEX 2025 VISION」の実現に向けた施策を取りまとめた中期3ヶ年経営計画のもと、グループ会社が一丸となった取組みを進めております。お客様のニーズに先行ないし同期してお応えするためには、当社グループの付加価値を向上し続ける必要があり、将来を見据えた積極的な投資に加え、育成による人財基盤の強化を図ることで、グローバルでのメーカー機能、トータルソリューション提案力の強化などを進めてまいります。

主たる取組み課題は、次のとおりであります。

- ① 事業領域の拡大・強化
 - ・コアコンピタンスである接合事業の基盤の強化・確立
 - ・日本品質のFAシステムのグローバルでの提供
 - ・IoTビジネスに向けたITソリューションの体制強化
- ② マーケットの拡大
 - ・顧客の海外展開に対応した供給体制の構築
 - ・NADEXグループのグループ営業・開発・製造・管理体制の強化
- ③ ガバナンス強化
 - ・経営品質・業務品質の一層の向上
 - ・グループ経営管理の一層の強化
 - ・積極的なIR活動による透明性の確保
- ④ コストマネジメント
 - ・投資効果リターンの検証
 - ・経営資源ポートフォリオの最適化

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成26年4月期	平成27年4月期	平成28年4月期	平成29年4月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	22,963,599	31,409,573	30,277,575	31,133,990
経常利益 (千円)	961,527	2,392,681	1,178,827	1,782,768
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	718,680	1,393,052	719,463	1,255,505
1株当たり当期純利益 (円)	77.09	149.48	77.21	134.76
総資産 (千円)	19,999,641	23,207,956	23,216,294	23,097,907
純資産 (千円)	9,989,982	11,931,011	12,089,713	13,265,640
1株当たり純資産額 (円)	1,070.26	1,277.82	1,295.90	1,423.29

(注) 当連結会計年度の状況につきましては「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社および関連会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ナ・デックスプロダクツ	98,350千円	100.0%	钣金加工、製缶等および電子制御機器の製造・販売 電子制御部品の販売
イシコテック株式会社	20,000千円	100.0% (50.0%)	FAシステム、溶接システム等の製造・販売
NADEX OF AMERICA CORP.	471,757US\$	100.0%	WELDING TECHNOLOGY CORP.およびGLOBAL WELDING SOLUTIONS, LLCの株式会社
WELDING TECHNOLOGY CORP.	150,000US\$	100.0% (100.0%)	抵抗溶接制御装置の製造・販売
MEDAR CANADA, LTD.	602,580C\$	100.0% (100.0%)	抵抗溶接制御装置の販売
那電久寿機器（上海）有限公司	23,298千中国元	100.0% (10.0%)	溶接機器、自動車生産ライン等の製造・販売
NADEX ENGINEERING CO.,LTD.	6,500千タイ・パーツ	100.0% (10.0%)	溶接機器、各種産業用設備の販売 産業機械の据付工事
NADEX (THAILAND) CO.,LTD.	10,000千タイ・パーツ	49.0%	溶接機器、各種産業用設備の販売

- (注) 1. 出資比率欄の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
 2. 株式会社ナデックス企画は、当連結会計年度において当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。
 3. MEDAR CANADA, LTD.は、WELDING TECHNOLOGY CORP.の子会社であります。

② 関連会社の状況

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
株式会社フジックス	20,000千円	30.0%	自動化専用システム等の製造・販売
GLOBAL WELDING SOLUTIONS, LLC	310,133US\$	50.0% (50.0%)	上海梅達溶接設備有限公司の持株会社
杭州藤久寿机械制造有限公司	15,989千中国元	—% [100.0%]	精密機械加工部品の製造・販売
上海梅達溶接設備有限公司	7,207千中国元	—% [51.0%]	抵抗溶接制御装置の製造・販売

- (注) 1. 出資比率欄の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
 2. 出資比率欄の [] 内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」による所有割合で外数であります。
 3. 杭州藤久寿机械制造有限公司は、株式会社フジックスの子会社であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
製造販売事業	産業用機器、溶接機器・材料、電子制御機器・部品の製造・販売
賃貸事業	産業用機器・遊技設備・事務機器等のリース、不動産賃貸

(8) 主要な営業所および工場等

① 当社

本社 社：名古屋市中区古渡町9番27号

販売拠点：本社（名古屋市中区）、東京支店（さいたま市大宮区）、大阪支店（大阪市淀川区）、技術センター（愛知県北名古屋市）

研究拠点：技術センター（愛知県北名古屋市）

② 子会社

株式会社ナ・デックスプロダクツ（岐阜県可児市）

イシコテック株式会社（兵庫県尼崎市）

NADEX OF AMERICA CORP.（米国 デラウェア州）

WELDING TECHNOLOGY CORP.（米国 ミシガン州）

MEDAR CANADA, LTD.（カナダ オンタリオ州）

那電久寿機器（上海）有限公司（中国 上海市）

NADEX ENGINEERING CO.,LTD.（タイ バンコク）

NADEX (THAILAND) CO.,LTD.（タイ バンコク）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
日 本	375 (37) 名
米 国	117 (4) 名
中 国	64 (―) 名
タ イ	28 (―) 名
報告セグメント計	584 (41) 名
そ の 他	― (―) 名
合 計	584 (41) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
2. 「その他」の区分に表示しておりました株式会社ナデックス企画は、当連結会計年度において当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
202名	5名増	42.1歳	9.9年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	160,440千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	123,000千円
三井住友銀行(中国)有限公司	112,332千円
三井住友信託銀行株式会社	98,713千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,125,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,605,800株 (自己株式289,288株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主数 1,697名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社アート・ギャラリー富士見	1,400,000 ^株	15.02 [%]
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	845,300	9.07
古 川 美 智 子	285,600	3.06
古 川 佳 明	272,000	2.91
ナ・デックス社員持株会	218,500	2.34
古 川 雅 隆	211,000	2.26
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	152,000	1.63
尾 崎 博 明	144,000	1.54
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	120,000	1.28
BBH FOR FIDELITY GROUP TRUSTBENEFIT (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	114,700	1.23

(注) 持株比率は、自己株式(289,288株)を除く発行済株式総数に対する持株数の割合でありま
ず。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	高 田 寿 之		那電久寿機器（上海）有限公司 董事長
常 務 取 締 役	渡 邊 修	管理本部・広報・IR統括	
取 締 役	古 川 雅 隆	広 報 ・ IR 室 長	
取 締 役	横 地 克 典	営 業 本 部 長 兼 FAシステム事業部長	
取 締 役	進 藤 大 資	管 理 本 部 長 兼 経営管理・法務部長兼 経 理 部 長	
取 締 役	本 田 信 之	営 業 副 本 部 長 兼 グローバル事業部長兼 ウエルディング ソリューション事業部長	
取 締 役	野 口 葉 子 (現姓：春馬)		弁護士 株式会社ゲオホールディングス 社外監査役 ジャパンマテリアル株式会社 社外監査役 株式会社杏番屋 社外取締役（監査等委員）
常任監査役（常勤）	武 田 吉 保		
監 査 役	伊 藤 豊 彦		
監 査 役	市 原 裕 也		公認会計士 名古屋電機工業株式会社 社外監査役 エム・ユー・ティ・ビジネスアウ トソーシング株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役野口葉子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役伊藤豊彦氏および市原裕也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役野口葉子氏および監査役伊藤豊彦氏、市原裕也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常任監査役（常勤）武田吉保氏は、当社で取締役経理部長の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役市原裕也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	7名 (1名)	117,632千円 (2,930千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (2名)	17,756千円 (7,160千円)
計 (う ち 社 外 役 員)	10名 (3名)	135,388千円 (10,090千円)

- (注) 1. 株主総会の決議（平成18年7月25日改定）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は年額150,000千円であり、株主総会の決議（平成3年7月23日改定）による監査役報酬限度額は年額20,000千円であります。
2. 報酬等の額には、本株主総会にて決議予定の役員賞与36,900千円（取締役35,140千円（うち社外取締役330千円）、監査役1,760千円（うち社外監査役660千円））を含めております。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額15,625千円（取締役14,055千円（うち社外取締役200千円）、監査役1,570千円（うち社外監査役500千円））を含めております。
4. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の報酬は含まれておりません。
5. 上記報酬等の額のほか、社外監査役が当社の子会社から受ける役員としての報酬額は1,150千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	関 係
社外取締役	野 口 葉 子	株式会社 ジオホールディングス	社外監査役	特別な関係はありません。
		ジャパンマテリアル 株式会社	社外監査役	特別な関係はありません。
		株式会社荏番屋	社外取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。
社外監査役	市 原 裕 也	名古屋電機工業株式会社	社外監査役	特別な関係はありません。
		エム・ユー・ティ・ビジ ネスアウトソーシング株 式会社	社外監査役	特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	野 口 葉 子	当事業年度開催の取締役会全14回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。
社外監査役	伊 藤 豊 彦	当事業年度開催の取締役会全14回、監査役会全15回のすべてに出席し、企業経営統治経験者としての専門的見地から、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。
	市 原 裕 也	当事業年度開催の取締役会全14回、監査役会全15回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

30,500千円

- ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32,240千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況、報酬に関する見積りの算定根拠などを精査、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である海外関係会社の決算書の翻訳業務および労務人事に関するコンサルティングを委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

監査役会は、会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行について、適正に実施されることが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうち、NADEX OF AMERICA CORP.、那電久寿機器（上海）有限公司、NADEX ENGINEERING CO.,LTD.およびNADEX（THAILAND）CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の会計監査を受けております。

※ 本事業報告中の記載金額および比率は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年4月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,833,201	流動負債	9,047,480
現金及び預金	4,045,141	支払手形及び買掛金	3,641,819
受取手形及び売掛金	8,205,074	電子記録債務	2,674,149
電子記録債権	1,765,055	短期借入金	537,181
商品及び製品	1,226,878	1年内返済予定の長期借入金	89,143
仕掛品	562,287	リース債務	93,523
原材料	567,940	未払法人税等	288,397
繰延税金資産	280,201	未払消費税等	49,329
その他	1,203,284	役員賞与引当金	50,300
貸倒引当金	△22,661	その他	1,623,636
固定資産	5,264,705	固定負債	784,786
有形固定資産	2,567,085	長期借入金	35,284
建物及び構築物	983,448	リース債務	39,691
機械装置及び運搬具	266,153	繰延税金負債	567,253
土地	932,817	役員退職慰労引当金	71,597
建設仮勘定	31,111	退職給付に係る負債	34,421
その他	353,554	資産除去債務	5,747
無形固定資産	1,230,208	その他	30,789
のれん	388,465	負債合計	9,832,266
その他	841,743	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,467,410	株主資本	12,801,491
投資有価証券	1,290,181	資本金	1,028,078
長期貸付金	2,974	資本剰余金	749,766
退職給付に係る資産	36,968	利益剰余金	11,183,663
繰延税金資産	7,018	自己株式	△160,016
その他	173,972	その他の包括利益累計額	458,623
貸倒引当金	△43,704	その他有価証券評価差額金	232,704
資産合計	23,097,907	繰延ヘッジ損益	11,038
		為替換算調整勘定	208,305
		退職給付に係る調整累計額	6,575
		非支配株主持分	5,525
		純資産合計	13,265,640
		負債純資産合計	23,097,907

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年5月1日から平成29年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		31,133,990
売 上 原 価		24,719,485
売 上 総 利 益		6,414,505
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,647,261
営 業 利 益		1,767,244
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10,954	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	52,170	
補 助 金 収 入	107,321	
雑 収 入	64,747	235,193
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,167	
為 替 差 損	188,045	
雑 損 失	17,457	219,670
経 常 利 益		1,782,768
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,462	2,462
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	10,900	
会 員 権 売 却 損	659	11,559
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,773,671
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	746,999	
法 人 税 等 調 整 額	△234,023	512,975
当 期 純 利 益		1,260,695
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,190
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,255,505

貸借対照表

(平成29年4月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,170,999	流動負債	6,475,491
現金及び預金	2,057,968	支払手形	629,435
受取手形	880,229	電子記録債権	2,661,866
電子記録債権	1,588,500	買掛金	1,976,855
売掛金	5,285,931	未払金	168,935
商品及び製品	564,446	未払費用	298,562
繰延税金資産	128,371	未払法人税等	175,035
短期貸付金	192,688	役員賞与引当金	36,900
その他の他金	1,480,061	債務保証損失引当金	65,130
貸倒引当金	△7,200	その他の他	462,770
固定資産	5,313,018	固定負債	168,167
有形固定資産	1,418,676	繰延税金負債	94,222
建物	474,500	役員退職慰労引当金	51,600
構築物	9,127	資産除去債務	4,671
車輜運搬具	0	預り保証金	5,112
工具、器具及び備品	195,270	その他の他	12,560
土地	724,375		
建設仮勘定	15,402	負債合計	6,643,658
無形固定資産	45,955	(純資産の部)	
特許権	839	株主資本	10,619,905
借地権	9,560	資本金	1,028,078
ソフトウェア	29,734	資本剰余金	751,733
電話加入権	5,821	資本準備金	751,733
投資その他の資産	3,848,386	利益剰余金	9,000,111
投資有価証券	650,716	利益準備金	257,019
関係会社株式	2,597,095	その他利益剰余金	8,743,091
関係会社出資金	308,663	土地圧縮積立金	37,342
長期貸付金	222,109	機械圧縮積立金	2,533
破産更生債権等	28,554	別途積立金	7,500,000
長期前払費用	16,784	繰越利益剰余金	1,203,215
差入保証金	57,130	自己株式	△160,016
その他の他金	36,457	評価・換算差額等	220,453
貸倒引当金	△69,126	その他有価証券評価差額金	209,415
		繰延ヘッジ損益	11,038
資産合計	17,484,017	純資産合計	10,840,359
		負債純資産合計	17,484,017

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(平成28年5月1日から平成29年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,901,957
売 上 原 価		19,736,784
売 上 総 利 益		3,165,172
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,868,559
営 業 利 益		296,613
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	712,633	
賃 貸 収 入	108,559	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	27,686	
雑 収 入	52,290	901,169
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	200	
賃 貸 費 用	56,735	
為 替 差 損	81,079	
雑 損 失	34,311	172,327
経 常 利 益		1,025,455
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	40,925	40,925
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,810	1,810
税 引 前 当 期 純 利 益		1,064,570
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	206,167	
法 人 税 等 調 整 額	△82,093	124,074
当 期 純 利 益		940,496

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年6月12日

株式会社ナ・デックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 城戸 和 弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 宏 和 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナ・デックスの平成28年5月1日から平成29年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナ・デックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成28年5月1日から平成29年4月30日までの第67期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年6月15日

株式会社ナ・デックス 監査役会

常任監査役(常勤) 武 田 吉 保 ㊟

監 査 役 伊 藤 豊 彦 ㊟

監 査 役 市 原 裕 也 ㊟

(注) 監査役伊藤豊彦及び市原裕也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年6月12日

株式会社ナ・デックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 城戸 和弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 宏和 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナ・デックスの平成28年5月1日から平成29年4月30日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年5月1日から平成29年4月30日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年6月15日

株式会社ナ・デックス 監査役会

常任監査役(常勤) 武田 吉保 ㊟
監 査 役 伊藤 豊彦 ㊟
監 査 役 市原 裕也 ㊟

(注) 監査役伊藤豊彦及び市原裕也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を基本としつつ収益状況、財務体質ならびに今後の事業展開などを勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき19円（普通配当5円、特別配当14円）

総額 177,013,728円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年7月26日

これにより、中間配当金（1株につき8円（特別配当3円を含む））を含めました当期の年間配当金は、1株につき27円となります。

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 600,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 600,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番	氏名	備考
1	たか だ とし ゆき 高 田 寿 之	再任
2	わた なべ おさむ 渡 邊 修	再任
3	ふる かわ まさ たか 古 川 雅 隆	再任
4	よこ ち かつ のり 横 地 克 典	再任
5	しん どう だい すけ 進 藤 大 資	再任
6	ほん だ のぶ ゆき 本 田 信 之	再任
7	の ぐち よう こと 野 口 葉 子	再任 社外 独立

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
再任 1	たか だ とし ゆき 高田 寿之 (昭和37年2月3日生)	昭和59年4月 当社入社 平成17年4月 当社機械部長 平成22年7月 当社執行役員機械部長 平成23年4月 当社執行役員FA一部長 平成23年7月 当社取締役 平成27年7月 当社代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] 那電久寿機器(上海)有限公司董事長	40,700株
(取締役候補者とした理由) 高田寿之氏は、代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督を適切に行っており、当社の代表取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
再任 2	わた なべ おさむ 渡邊 修 (昭和30年6月19日生)	昭和55年4月 吉田税務会計事務所入所 平成2年11月 当社入社 平成19年4月 当社経理部長 平成21年7月 当社執行役員管理副本部長兼経理部長 平成23年7月 当社取締役 平成25年7月 当社常務取締役(現任) [当社における担当] 管理本部・広報・IR統括	30,200株
(取締役候補者とした理由) 渡邊修氏は、管理部門を中心とした豊富な経験と経営者としての幅広い見識を有し、企業価値向上を目指し会社運営全般の指揮を執っており、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
再任 3	ふる かわ まさ たか 古川 雅隆 (昭和43年1月9日生)	平成8年4月 株式会社ダイシン入社 平成15年9月 名電産業株式会社(現株式会社ナ・デックスプロダクツ)入社 平成17年4月 当社入社 平成23年5月 当社総務部長 平成24年4月 当社役員室長 平成25年7月 当社取締役(現任) [当社における担当] 広報・IR室長	211,000株
(取締役候補者とした理由) 古川雅隆氏は、当社の総務部長、役員室長、広報・IR室長等を歴任。ステークホルダーとの関係強化に主導的役割を果たしており、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
再任 4	よこ ち かつ のり 横地 克典 (昭和45年3月30日生)	平成5年3月 当社入社 平成23年2月 当社機械部長 平成23年4月 当社営業一部部長 平成24年4月 当社FAシステム事業部長 平成25年7月 当社執行役員営業副本部長兼FAシステム事業部長 平成27年7月 当社取締役(現任) [当社における担当] 営業副本部長兼FAシステム事業部長	16,700株
(取締役候補者とした理由) 横地克典氏は、当社のFAシステム事業部長、営業副本部長等を歴任。営業部門のトップとして、特にエンジニアリング力強化に主導的役割を果たしており、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引続き取締役候補者といたしました。			
再任 5	しん どう だい すけ 進藤 大資 (昭和47年3月17日生)	平成20年11月 当社入社 平成21年10月 当社経営企画室長 平成24年4月 当社経営管理・法務部長 平成25年7月 当社執行役員経営管理・法務部長 平成26年4月 当社執行役員管理副本部長兼経営管理・法務部長 平成27年7月 当社取締役(現任) [当社における担当] 管理副本部長兼経営管理・法務部長兼経理部長	3,700株
(取締役候補者とした理由) 進藤大資氏は、当社の経営企画室長、経営管理・法務部長、管理副本部長等を歴任。管理部門のトップとして、特に財務を中心とした機能強化に主導的役割を果たしており、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引続き取締役候補者といたしました。			
再任 6	ほん だ のぶ ゆき 本 田 信 之 (昭和32年4月2日生)	昭和56年4月 川崎製鉄株式会社(現 JFEスチール株式会社)入社 昭和62年9月 九州松下電器株式会社(現 パナソニックシステムネットワークス株式会社)入社 平成25年1月 当社入社 営業副本部長兼海外事業部長 平成26年4月 当社執行役員営業副本部長兼グローバル事業部長 平成27年4月 当社執行役員営業副本部長兼グローバル事業部長兼ウェルディングソリューション事業部長 平成27年7月 当社取締役(現任) [当社における担当] 営業副本部長兼グローバル事業部長兼ウェルディングソリューション事業部長	1,000株
(取締役候補者とした理由) 本田信之氏は、当社のグローバル事業部長、ウェルディングソリューション事業部長等を歴任。事業のグローバル展開と製品開発において主導的役割を果たしており、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
再任 社外 独立 7	野口葉子 (現姓：春馬) (昭和49年11月19日生)	平成13年10月 弁護士登録第二東京弁護士会入会 鳥飼総合法律事務所入所 平成15年11月 名古屋弁護士会(現 愛知県弁護士会)入会 石原総合法律事務所入所 平成18年10月 春馬・野口法律事務所開設パートナー(現任) 平成27年7月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社ゲオホールディングス社外監査役 ジャパンマテリアル株式会社社外監査役 株式会社春馬屋社外取締役(監査等委員)	—
(社外取締役候補者とした理由) 野口葉子氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験を有してはおりませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の業務執行に対する監督に生かしていただくため、引続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 野口葉子氏は、婚姻により春馬姓となりましたが、弁護士業務を旧姓の野口で行っております。
3. 野口葉子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しており、本議案において同氏が取締役に再任された場合には、引続き独立役員として届出る予定であります。
4. 社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- ① 野口葉子氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(取締役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ② 野口葉子氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ③ 当社は、定款第28条の規定に基づき、野口葉子氏との間で責任限定契約を締結しており、本議案において同氏が取締役に再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない時は、法令に定める額を負担の限度とするというものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
かとう まさき 加藤正樹 (昭和20年4月15日生)	昭和44年10月 監査法人丸の内会計事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入 所 昭和49年10月 公認会計士登録 昭和56年6月 同法人社員 平成4年7月 監査法人トーマツ（現 有限責 任監査法人トーマツ）代表社員 平成19年6月 同法人退職 平成19年7月 当社監査役 平成27年7月 当社監査役退任 [重要な兼職の状況] アイホン株式会社社外監査役	—
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 加藤正樹氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験を有しておりませんが、同氏は当社の社外監査役を8年間勤め、当社の事業内容等に精通しており、また、監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）の代表社員として培われた専門的な知識・経験を、当社の監査体制に生かしていただくため、補欠の社外監査役候補者としていたしました。		

- (注)
1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 加藤正樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 3. 社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について
 - ① 加藤正樹氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ② 加藤正樹氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ③ 加藤正樹氏の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合、定款第36条の規定に基づき、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない時は、法令に定める額を負担の限度額とするというものであります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末現在の取締役7名（うち社外取締役1名）および監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額36,900,000円（取締役分35,140,000円（うち社外取締役分330,000円）、監査役分1,760,000円）を支給することといたしたいと存じます。

第5号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、平成29年6月16日開催の取締役会において、取締役および監査役の退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の再任予定の取締役7名および在任中の監査役3名に対し、それぞれ本定時株主総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役および監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
たか だ とし ゆき 高 田 寿 之	平成23年7月 当社取締役 平成27年7月 当社代表取締役社長（現任）
わた なべ おさむ 渡 邊 修	平成23年7月 当社取締役 平成25年7月 当社常務取締役（現任）
ふる かわ まさ たか 古 川 雅 隆	平成25年7月 当社取締役（現任）
よこ ち かつ のり 横 地 克 典	平成27年7月 当社取締役（現任）
しん どう だい すけ 進 藤 大 資	平成27年7月 当社取締役（現任）
ほん だ のぶ ゆき 本 田 信 之	平成27年7月 当社取締役（現任）
の ぐち よう こ 野 口 葉 子	平成27年7月 当社取締役（現任）
たけ だ よし やす 武 田 吉 保	平成21年7月 当社常任監査役（常勤）（現任）
い どう とよ ひこ 伊 藤 豊 彦	平成23年7月 当社監査役（現任）
いち ほら ひろ や 市 原 裕 也	平成27年7月 当社監査役（現任）

（注）野口葉子氏は、社外取締役であります。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成18年7月25日開催の第56期定時株主総会において、年額1億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただき、今日に至っております。

今般、当社は、より一層の企業価値向上に資する役員制度への改定を目指し、その一環として役員退職慰労金制度を廃止することとし、同時に当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、別途新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給したいと存じます。譲渡制限付株式報酬制度の導入により、対象取締役に対し、当社の持続的な企業価値の向上にむけた長期のインセンティブを付与するとともに、長期安定的な当社株式の保有を通じた株主の皆様との一層の価値共有を進めることを企図しております。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額3千万円以内といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分につきましては、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役1名）となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年47,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）以内といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定されます。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より5年間から15年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区古渡町9番27号
株式会社ナ・デックス 本社会議室

- 公共交通機関
- 金山総合駅
(JR東海金山駅・名鉄金山駅・地下鉄金山駅)
下車徒歩約10分
 - 地下鉄東別院駅 下車徒歩約7分

